

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市若者定住引越費用事業補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	定住した若者世帯の引越にかかる費用の負担軽減に向け、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	定住した若者世帯
補助対象経費	住居移転に必要な家財道具等の運搬に係る費用
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>補助対象経費が10万円以上として補助金額は5万円を上限</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 若者世帯の移住促進を図るため、首都圏から佐渡へ引越しに係る経費を試算し、10万円を上限として、その1/2以内とした。</p>
補助率等	<p>1/2以内</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>補助対象15件／年 3年以上の定住</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>ホームページ等で募集する</p>
事業担当	<p>（担当部署） 移住交流推進課 移住交流推進係</p> <p>（電話番号） 0259-67-7153（直通）</p>